

高齢者虐待防止
・ 身体拘束廃止の為の指針

株式会社 恵

グループホームめぐみ黒田

1. 目的

株式会社 恵は、高齢者虐待を防止するための体制を整備し、これを全職員に周知することによって、利用者が尊厳を保持し、権利を擁護された安全な生活を送れるよう支援します。また、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

身体拘束について、「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」とされており、入所者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束しない介護」を目指します。

2. 虐待の定義

① 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」

② 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」

③ 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

④ 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」

⑤ 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」

3. 身体拘束禁止と高齢者虐待との関係

介護保険施設などでは、指定基準等において、「入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの身体的自由を奪う身体拘束は行ってはならない」とされており、原則として禁止されています。

○身体拘束の緊急やむを得ない場合とは

【「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件】（全てを満たすことが必要）

- | |
|---|
| <p>① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合</p> <p>② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと</p> <p>③ 一時性：身体拘束は一時的なものであること</p> |
|---|

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛（心理的虐待）を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう（身体的虐待）危険性があります。

高齢者が他者から不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束は原則としてすべての高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられています。

4. 拘束の種類と範囲

「拘束」とは身体拘束及び対応的拘束をいいます。

- （1）身体的拘束とは介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為「身体拘束その他入所者の行動を制限する行為」と具体的な行為としてあげられる11項目（別紙マニュアルに掲載）をいいます。
- （2）対応的拘束とは入所者に対して威圧的な言動や対応をすることや、要望に対して無視、無関心、介護拒否等をいいます。

○身体拘束における「スリーロック」について

- | |
|---|
| <p>① スピーチロック：言葉による拘束。「ちょっと待っててね」、「～しちゃダメ」、「立ち上がらないで」、「どうしてそんなことするの」といった制止・叱責の言葉も含む。</p> <p>② ドラックロック：薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を抑制すること。夜間の徘徊などを眠剤や安定剤等の薬でコントロールすること。</p> <p>③ フィジカルロック：物理的な身体拘束をして身体の動きを制限すること。「身体拘束の具体例」は、ここに当てはまる。</p> |
|---|

5. 虐待防止・身体拘束廃止委員会に関する事項

- (1) 当施設では、虐待発生防止、身体拘束廃止に努める観点から、「虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会（以下 委員会）」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。
- (2) 身体拘束適正化については、一体的に開催します。
- (3) 高齢者虐待防止委員会は年1回以上、身体拘束廃止委員会は3月に1回以上開催します。
- (4) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
 - ④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりにかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること
 - ⑤ 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ⑥ 虐待防止・身体拘束廃止のための指針、マニュアルの整備に関すること
 - ⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

6. 高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底し、身体拘束を廃止及び適正化します。
- (2) 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず高齢者虐待の防止・身体拘束廃止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

7. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

8. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員はご利用者、ご利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者へ報告する。管理者は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止・身体拘束廃止マニュアル参照

9. 成年後見制度の利用支援に関する事項

ご利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

10. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（法人役員）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、

当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

(4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

1 1. ご利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

ご利用者、ご家族はいつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しており、いつでも自由に閲覧することができます。

1 2. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・高齢者虐待防止・身体拘束廃止のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附 則 この指針は、令和4年10月1日より施行する